

---

◎議案第 5 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 6、議案第 5 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第 5 号でございます。

白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。白老町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 12 月 5 日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の白老町下水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している下水道の使用で、施行日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明でございます。下水道使用料は平成 21 年度に改正して以来 6 年が経過しているところでありますが、公共下水道事業特別会計の財政健全化を図り下水道機能を永続的に確保し安定したサービスを供給するためには事業の効率化や経費削減等による経営努力を徹底するとともに、受益者負担の原則に基づき下水道使用料の改定を行う必要があることから本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議願います。

---

白老町下水道条例の一部を改正する条例

白老町下水道条例（昭和 43 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表中「200 円 88 銭」を「217 円 8 銭」に、「272 円 16 銭」を「293 円 76 銭」に、「325 円 8 銭」を「351 円」に、「12 円 96 銭」を「14 円 4 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の白老町下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している下水道の使用で、施行日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 西田でございます。下水道事業特別会計の財政状況につきまして全員協議会並びに委員会協議会を開催していただき2度にわたりまして担当課より説明を受けております。そこで十分議論されてはいるのですけれども、しかしながら今日の社会情勢を見たときに果たしてそれが妥当なのかどうなのかということだと思えます。ことし4月に消費税が5%から8%に値上げされました。11月からは電気料の値上げ15.33%です。こういう状況を鑑みまして国は景気が低迷しているとして消費税8%から10%に値上げするのを1年半おくらせております。これは国のほうとしております。今国は衆議院を解散いたしまして選挙を行っている最中があります。つまりそれだけ日本の国が景気低迷しているのではないかとそういうような状況の中にあって今回下水道、最初は10%とっていましたが8%の値上げにすると、2%の削減努力は認めますけれども果たしてその値上げが妥当なのかどうか。理にかなっているのかどうかということでもあります。今回下水道特別会計の財政健全化つまり採算性がとらなければならないということでもありますけれども、それでは町民の家計負担これをどう考えるのか。つまり町民の家計負担を考えるのか、白老町の下水道特別会計の財政の健全化を考えるのかこういう選択だと思っております。私は白老町の将来の人口、高齢者対策または少子化対策を考えた場合に町民に負担の大きい下水道料金の値上げはいかがかと思っておりますけれどもその辺についての見解を伺いたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 今議員のほうからお話あったとおり私どもといたしましては2回にわたりご説明させていただいたわけでございます。そこでおっしゃるとおり今般の社会情勢等から考えていきますと消費税の値上げさらには電気料の値上げこういったものを含め考え、このまちの経済情勢だとかを考えたときにはいかなるものであるかという考えのもとに立ちまして、当初は10%の改訂率と申し上げていた部分を若干ではあります但し圧縮をかけた8%の改定をお願いをいたしたいということでございます。その考え方は1つには財政健全化のプラン中にも盛り込まれている項目でもございまして私どもの下水道の会計としての収支バランスを保とうということが1つ。さらには一般会計からの繰出金の関係でございますがその部分に幾ばくかの圧縮をかけた中でプランを進めていきたいという思いの中からでございます。もちろん町民の負担の部分には十分ご指摘のあるとお理解しているわけでございますが、町財政の健全化を求めた中の方策であるということをご理解をいただければと思えます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 先ほど一般会計のほうでも補正予算の中でありましたエゾシカ、アイグマ、それからアイヌ文化の伝承に係る国のほうに返却する額約400数十万円、それと土木工事によります残土の分の整理約500万円、約900何十万円、1,000万円近いお金が不必要な出金

そういうものだとは私は思っています。しなくてもいいようなことにお金を支払わなければならない。こういうことをやっっているながら片方で下水道を8%値上げしていく。本当に白老町の財政はこれでいいのかと。確かにおっしゃっていることわかります。でももうちょっときちんとした採算性を考えた経営をしていかなければ、ただ町民の負担だけでいいのかと私は思います。その辺理事者側はどのように考えていらっしゃいますか。その辺の見解だけ伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今回の条例の改正提案につきましては先ほどの担当課長が提案に至る経過と申しますかそこについてもご説明のとおりであります。ご質問の趣旨の部分でいえば今の社会経済情勢こういうような消費税あるいは電気料あるいは年金の支給額の改定等々を見たときにやはり町民の負担が非常に厳しいというような話も私どもも十分受けとめるところでございます。それを押さえた中で今財政の健全化ということでプランを策定し大きな重要案件という位置づけの中で昨年来ずっと協議をさせていただきました。当初その提案の段階では10%の見込みというような形で数値を押さえて皆さんのほうにも説明を申し上げているところでありますけれども、やはり先ほどのというような理由も踏まえて少しでも圧縮したいというようなことでこの率をご提案させていただきました。確かにご指摘のとおり他の項目の中では値上げの部分があつて、いわゆる一般家庭に忍び寄る負担というのは確かに大きいことは先ほどいったとおり自分たちでも押さえているとおりのことですが、一方町の財政をとというようなことになりますとプランで説明したとおり、町の一般会計の状況とそれから特別会計という意味の中での受益者負担と申しますかその兼ね合いを考えるとやはり提案のとおり値上げ、改定をとということをお願いしたわけでございます。くどくなりますけれどもその上げ幅をどうするかということについては先ほど説明のとおり幾分かでも圧縮したということでご提案させていただきました。いわれている部分は十分私どもも押さえた中での今回の提案ということでご理解していただければというふうに思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 10番、小西秀延です。当初下水道料金の値上げ幅を町側は10%というふうに見込んで計画を推移させてきておりました。プランの中でも効果額を3,300万円というふうに見込んでおります。その年によっては3,400万円のときもあるのですが8%にしたことによってこの効果額がどうなっていくのか。そしてまたその効果がマイナスになった部分をどのように吸収されるのか。その点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） おっしゃるとおり当初は10%改定率で進んできておりましたので、そのときの効果額といたしましては使用料の収入増の部分といたしまして3,300万円から3,400万円程度ぐらいのものを見込んでおりました。このたび8%に圧縮かけさせていただいておりますのでそこでのマイナス部分でございますが、初年度で申し上げますと2,200万円前後の収入に圧縮されていくということで、それ以降の年度においては2,600万円程度の増収に圧縮されていくということでございます。差の部分で申し上げますと初年度で申し上げますと500数十

万円程度、28年度以降でいえば700万円ぐらいの圧縮のマイナス部分の差がでてきます。この部分をどのように吸収していくのかということですが、この部分につきまして新たな一般会計からの追加の繰り出しの中で賄って収支バランスはとらざるを得ないものということと考えております。

○議長（山本浩平君） 課長、今最初3,300万円から3,400万円で2,200万円から2,600万円と、初年度1,100万円の差ではないですか。500万円というお話がありましたがちょっと金額が合わないような気がします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 10%のときの初年度の増収見込み額は3,300万円までございませんで実質2,700万円程度になるというところがございました。そこで8%後が圧縮500万円のマイナス部分として出てくるということでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○委員長（小西秀延君） プランの中でこれまでの現状の推移でいきますと一般会計からの繰出金が平成30年度を迎えると6億1,000万円という多額な繰り出しになってしまうという現状があり、一般会計からの繰り出しは大変きついものというふうに私たちも理解はしたところがあります。ただ議会からのプランの特別委員会、財政健全化に関する調査特別委員会からも下水道料金は前回見直し時に固定資産税の超過税率の導入、水道料金の値下げなどの改定時に据え置かれた経緯があると。前回も議会からの要望で据え置いているのです。現在も他町村との料金比較において高額な順位にあることから料金改定には当たっては慎重に検討すべきであるというふうに意見を添えさせていただいております。今回10%から8%にさせていただいたというのは町の議会からの意思を酌み取っていただけたものというふうに私は理解をしておりますが、2,200万円から2,600万円程度の効果額になっていくということで私たち議員が一番考えなければならぬことは、このまちの財政で健全化団体や再生団体にさせないということがプランの中では第一の目標かというふうに思っております。そこで健全化団体、再生団体になったら一番困るのは町民でございます。それがきちんと守られていくプランであるべきということでこの8%が妥当なのかどうなのかという点、そして今後の努力によって一般会計からの繰り出しを増させることなくもっと内部の努力ができないものなのかどうなのか。その辺に対してのご質問をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず8%が妥当であるかどうかという部分についてのお話でございます。当初は再三申し上げますが10%でご提案申し上げようというふうに考えていたわけですが、自分のところの会計の健全化を進め、さらにプランの中で一般会計から繰出金を圧縮するためだけを考えるのであれば、この10%という数字が自分たちとしては妥当な数字だったとは考えております。ただこれも再三のお話しになりますが、妥協できるラインのギリギリのところは8%に抑え込んだということですが、それは先ほど申し上げたとおり昨今の社会情勢ですとかそういったものを鑑みての数字として整理させていただいております。し

たがって今でいうところの妥当であるかどうかでいえばこの8%がギリギリ妥当な線であるというふうに自分たちとしては解釈しております。これより率を下げていきますと単年単年の中では収支はバランスとれていられるのではないのかと思うのですが、平成30年以降に至っては単年の中で8%以下にしたときにはまた赤字が発生することが見込まれてきますので、その先の部分を見越しての考えでいけばこの8%がギリギリ妥当な数字のラインであるということでございます。

それとの経営努力の関係でございますがこれも今にしてスタートしている話ではございませんけれども、ここに至るまでの間平成15年あたりから人件費削減に向けての人員削減もしくは一般会計同様に給与の削減等も進めておりますし、さらにいえ過剰な事業料の圧縮によって後年時に向けての起債の償還額のセーブをかけていこうということで事業量の圧縮も自助努力して行っております。

あと借りましたお金を返すための償還の手立てでございますけれども、資本費平準化債の借り入れ等によって過分な起債の償還の山をつくらないような仕組みの中での償還の方法なども行ってございます。このようにやっているということはご理解いただければとこのように思います。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 当町は400平方キロメートルを超える広大な土地を有する中に人口が点在しているという特色ある地域かというふうに理解しております。下水道の施設を整えるのも相当の設備費がかかっているのも十分理解のできるところであります。この償還がいつがピークで下水道会計自体が償還が減って少し楽になっていって水道料金が下げられるような見込みが出てくるようなときというのは大体いつ頃から予想されるものなのでしょうか。そこだけちょっと確認しておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 元利償還金のピークの時期のお話でございますが今の試算の中では平成30年が元利合わせての償還金のピークということで押さえてございます。その年度の償還額がおおむねの話になりますが元利合わせて7億6,400万円程度の償還金がまだこのピーク時点では発生しているであろうということでございます。それ以後の年度に向かつてはこのままの事業量で進んでいったと想定した場合ですが徐々に償還金の山が下り坂のほうに向かつていきます。したがって、32年度以降の部分については今の段階で申し上げることはできませんが30年代の終わり近くになってくればこれ以上の不測の事態の投資がない限り、いつかの時点では新たな使用料の値上げを求める時期は過ぎ去っていくかと思っております。ただ施設がどんどん古くなってきておりますので、その中でいえば施設の維持管理に要する事業費の部分ここはまた新たな支出として近い将来見ていかなければならない部分もあるということも考えてはございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 下水道事業については80億円からの借金があって、私の記憶では一番公債費の残高が多かったのは89億円という記憶があります。ずっと何年80億円から抜け切ら

ない。今課長が 30 数年には楽になるというお話がありましたが私はこれは大きな勘違いをしているのではないかと思います。今いっているのは町民に説明しているわけですからもっと正しくしなければだめなのです。ということは下水の事業のピークは1年間に 28 億円から 30 億円余りあった時代があります。集中して。そしてそれが今長寿命化政策やそんなことをして建設改良費が 3 億 7,000 万円平均ぐらいに抑えているのですが、私はどっぷり投入した時期がいずれまたきます。老朽化の時期、寿命が。そのときには私は今 80 億円の借金が今度建築改良費に変わって行って、今 3 億 7,000 万円が 10 億円台の建設改良費の時代も間違いなくくると思っています。ですからそんな生易しいものではないと思っています。

それから下水道の料金なのですが私は今のこの料金だって大変厳しいのです。先般の一般質問の同僚議員の中でもありましたけれども非課税世帯が 6,000 世帯余りにいるのです。それに今さまざまな値上げラッシュ、そして年金生活者がどんどんふえて下がってくると本当にこのまにこの下水道代だけを考えてもなかなか住みにくいまちになると思っています。ですから私は維持するためには値上げもやむを得ない。これはもう値上げせざるを得ないわけですから。しかしながら私はこの会計が、これは法律上仕方ないのですが下水道と水道の会計が別になっています。私は前にもいったことがあるのですがこの会計を 1 つにしたらどうか。その中で今水道も第 2 浄水場あれをとめると大きな効果がある、これも私は再三いってきておりますし、そのことから含めてもうちょっと長い将来を見据えた物の考え方からいくと、私は本当にこのまま 4 年おきに料金を改定していけば、今確か料金は 8 %、2,200 万円になると北海道で高いほうから 17 番目ぐらいになります。これらがやがてもっともっと本当に実質公債費比率みたいに全道の 1、2 番に必ずなってくるような気がします。ですからできるだけ町民が希望が持てるようなまちにするにはやっぱりこの下水道代も、10%を 8%にした努力は認めますがどうか一つもう少し、それから来年は水道のあれも来年で終わります。あれも確か一般家庭で 300 円これも付加されていくと大変この厳しい上下水道のこの料金になるのです。本当に私は賛成したくないというのが今の気持ちなのですがもうちょっと何とかならないのですか。そしてこの下水道計画、目先のことだけでなくもう少し先ほどいった 32 年後、これからの建設改良費を含めてもう少しわかりやすくきちんとした、今の課長は定年退職で何年かすればいなくなるのです。今だけを考えるのではなくやっぱり後々のこともきちんとしたわかりやすい説明をしていただきたいと思うのです。できるだけ値上げ幅を圧縮したような考え方にならないものかということでもうひと押しお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず今の起債の全体の残高のお話でございますがおっしゃるとおり 25 年度までの時点で申し上げれば 80 億円程度の起債の残高がございました。これが 26 年度こととして残高 80 億円切りまして、以後毎年の償還がどんどん上がっていくせいもあるのですが 29 年度あたりでは 60 億円台の残高に乗っていきます。そのうち 32 年度あたりからは逆に今度 60 億円も切りまして 56 億円前後ぐらいの起債残高に落ち込んでいくという格好になっております。ここらの起債の部分については議員おっしゃったとおり平成 5 年前後から 10 年間ぐら

いどんと事業投資を行いまして、事業費だけで申し上げて 17、8 億円ぐらい投入した時期がありましたので、そこらの起債も償還の部分を含んでの還付になってございます。なのでこの事業ペースを今後も続けていく限りはそうそう起債の償還額がどんどん雪だるま式に膨らむことはないということでございます。

それともう 1 点。そういった事業投資を行った結果の管渠の部分でございますがいずれは老朽管としての更新をしなければならない時期を迎えるだろうということでございますがおっしゃるとおりでございます。ただ大きな事業費の投資をしながらその更新を行う時期がまだ 30 年代の前半にはないというふうな考え方でございまして、30 年代をどのように事業展開を進めていこうかという部分の中心の部分はその先にある処理場の部分でございますが、その施設の部分が機械・電気設備どんどん耐用年数こういったようなものになってきておりますので、順次その機械設備、電気設備の中心にした更新を計画的に行っていこうということ今考えてございます。その事業費規模が 3 億円から 3 億数千万円程度の単年度の事業費規模でということで抑え込んでいるわけでございます。そこらの山を越えた後、今度は管渠の更新に向かっていくであろうと思っておりますが 30 年代の後半以降になっていくものと考えておりまして、とうにその時期になりますと私もおっしゃるとおりでない時期になってございます。でありますのでそこまでのものは計画に盛り込んだものはなっていないでございますが向こう 30 年代全般までの部分としては計画に盛り込んだ数値であるということでございます。

端的に申し上げてもう少しこの使用料の改定率を何とかできないものかということであろうかと思うのですが、先ほどの小西議員のほうでも申し上げたとおりでございますが向こう 4 年間 30 年度までの安定的な経営を考えたときには 8% の改訂率が私どもとしてのお願したい率であり、これ以下の部分としましてはなかなか 4 年間のしのぎの部分としても厳しいものになっていくかと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） このような議論をいくらしても一気につまるものではありません。ただ私が心配するのは今町民税は 23 億円ちょっとです。32 年には 18 億 5,000 万円ぐらいになる。この 18 億 5,000 万円なのだけれども超過税率とそれからきのうも議論あったけれども職員給与の削減 9.5%、1 億円こういうことをやると 15 億円しか町民税がないのです。26 年度一般繰入が 5 億 4,500 万円ぐらいしている。こういうことをやっていくと確か分母のほうは理屈からいくと減るかもしれませんが、しかしながら人口が減少していくし町民税も減っていくことからいくと私はそういう楽観的なことではないのだと常に思っているのです。下水道が今なぜこうなったかといったら私にいわせると結果的には鉄北にスピードを上げて下水道事業をどんどんやってしまったのが失敗の始まりなのです。ですからこれはやめるわけにもいかないし維持管理はしているかなければいけないのだけれども、ただあそここのところ一回切ったのはよかったと思っております。そういうことからいくと必ずしも今課長のいったことにはならないのだとこれだけいって、あと何ぼいってもあれだからこの辺でやめておきますが私はそう思っているのです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 1 回目の質問そして今の質問非常に松田議員も言葉を選んで質問をしているかというふうに感じました。非常に冷静に下水道会計の将来を見据えた財政見通しといえますか、失礼ない方ですけれどもそこら辺も適切に押さえた中での発言。言葉でいえば長い将来を見据えた考え方、それから目先のことだけでなくということのご発言を聞きますとそのとおりだと。ただ一方そういういいながら上げないでほしいというような言葉もちんちん見受けられるというような非常に質問も苦勞をしながらといいますか、言葉選びながらご質問されたのかというふうに思っています。そういう心情を押さえた中で今回は長い下水道特別会計の将来見通し、財政見通しを押さえた中で、昨年ずっと議論されてきましたとおりプランの中で下水道会計をどうしようかと、将来を見た中でどうしようという中でプランの中にも実施項目として計上させてもらいました。確かに数字だけで追っていくとやはり 10 ぐらいはしなければだめだろうというようなことで説明はさせていただいておりましたが、特別委員会の報告にもあるように慎重に検討しなさいというようなことがありました。その慎重ということはやはり今の情勢がどうなのかということも加味して考えなさいというようなことだと思います。私どももやはりプランを実行するという大きな使命の中で、その使命ということは健全な財政にもっていかなければだめだというようなことでプランもつくりました。事務事業の見直しも小さなことから積み上げてやりましたけれどもなかなかそういうことを実施するというのは非常に厳しい、難しい問題もありますけれどもプランを決めた以上は基本的にはそのプランに沿って考えを進めていかなければ何のためのプランなのかという話になりますので、私どもはプランでご説明したことについては実行するというような姿勢でいきます。ただそのときにこの情勢を見たときに一步譲れる部分があるのかどうなのかということで一つ一つ検討させてもらおうと。先ほど課長がいったとおりギリギリの線だというのは今回そういうことで8%をご提案させてもらったと。同じような説明に私のほうはなってしまうけれども今松田議員のご質問の趣旨は十分押さえますので、何卒この提案のことについてはご理解していただければというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 今いろいろ議論されております。なぜかもう8%という議論していますけれども、この改定について9月28日に全員協議会あったのです。そして下水道使用料の引き上げの改定に向けた説明がありました。そのときの全員協議会での説明は10%だったのです。しかしその後9月28日以降8%にするということは議案説明会のときに出了のです。そのときに私たち具体的に8%に変わった資料も何ももらっていないのです。それで皆さん議論しているのです。本来はそれの説明があって、そして本会議でその辺の是非の議論があってもよかったかと思うのですけれども、まずなぜ8%の資料の配布もなくてきょうの議案審議を迎えたのか。聞けば委員会のほうは1、2回あったと。私は総務ですから入りません。けどほかの人は8%ということになっていますからそういう議員さんには町側から別に説明があったのかもわかりませんが、私は9月28日以降一切ないのです。だからどうやって議論していいのかわからないのです。これは過去にもバイオマス燃料化施設の建設のときの議案のときに松田議員がいった一度議論を下して説明があった経過がありますけれども、本当にこういう中で何も8%になった根

拠の説明がなくて、大きく数字変わっています。それで議論できるのでしょうか。そういうことでなぜきょうまでそういう説明が公の場で私になかったのでしょうか。

それと今副町長も話したように健全化プランを決めた以上はプランに沿ってやっていくべきだと私は思っています。しかしいろいろ事情も変わってきますでしょう。先ほど皆さん話しているように私もそう思います。後でまた説明します。そこで私は健全化プランを見てきました。そして健全化プランどおり今回繰出金によって使用料改定されて健全化プランどおりに達成するのかということで見ただけですけれども、10%の数字もらっていますから10%でもらった収支計画と健全化プランとを見たらかなり数字が違っているみたいなのです。それでお聞きしたいのは今回実際値上げしたために作成した料金改定の10%、料金を10%改定したことは財政健全化プログラムも繰出金は10%を仮定した数字で上がっています。まずこれを前提にいわないとこれから話をするときにはわからなくなります。その見込んだ繰入金、下水道会計上から見れば繰入金、一般会計から見れば繰出金ですけど、これは27年度以降32年までそれぞれいくらになっていますか。健全化プランの繰出金の対策後の数字に対して今回収支計画を立てた10%でも8%でもいいですがそれに対して多分差があると思います。各年度ごとに幾らの差は出てくるのか、6年間でトータル幾らなのかということです。当然このときに使用料もちゃんと健全化プランで見込んでいます。これも10%だと思えます。だけど8%に下がりました。この差異がどのぐらいあるのか。仮に一般会計が繰り出しする額と収入が落ちた額のプラスマイナスの差は結果的にどこで負担になるかということです。そういうことでまず使用料についてもあわせて繰出金の健全化プランでいっている部分との対比した数字を求めます。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） まず8%に圧縮をかけたときの説明のお話でございます。議案の説明会の中でも申し上げたのですが、まず9月全員協議会でご説明申し上げました。この際は10%の改定率ということでお話し申し上げていたわけございまして、その後11月13日だったというふうに記憶しているのですが産業厚生常任委員会のほうの協議会の場を設けていただいて、その中でも10%の提案の考え方の中でのお話しは申し上げます。それで各委員会の委員さん方のご意見を参酌した中で申し上げますと社会情勢等々を勘案した中では10%の率というものを再考願えればというような趣旨のご意見が多数占めておりましたのでそれを持ち帰りまして、私どもとしては理事者を含めた中で最終的な協議を行ってございまして、これが11月の末、もう終わりの時期のタイミングでございました。そのタイミングの理事者との協議の中で整理したものが8%という数字に切りかわったわけでございますが、その後議会のほうに資料を用いながらご説明するだけのいとまもなかったというのが正直なところでございます。冒頭申し上げました議案説明会の中でその経過を含めてお話をして10%の改定率を8%に切りかえたということはお話し申し上げたところでございました。まず経過はそういうことでありましてなかなか資料を用いながらの説明のいとまがなかったということでご理解いただければということでございます。

あと議員のおっしゃっていた部分はプランの策定時と全員協議会の中で10%改定を行ったと

きの繰出金の数字がちょっと異なっていたのではないのかということをお願いのかと思います。確かに各年度の中で数字のとり方の違いはございました。プランの数字でいうところの繰出金の額は27年度でいえば5億4,600万円程度の数字で整理してございました。これが全員協議会でお話し申し上げたときの見直し後の10%の数字で申し上げますとおおむね5億6,300万円という話になりますので、プランの当時のときの差を申し上げますと1,700万円程度の差が発生してここでございます。さらに以降の年度についてもおおむね少ないときで800万円程度の差異の部分、多いときでいえば2,000万円程度の差異の部分が発生しておりプランの作成時と比較しますと繰出金の額としては大きな形にはなっております。これが一つあります。

それと使用料の関係でございますが使用料の関係につきましては増収の見込み額としてはプランのときの作成数字3,300万円から3,400万円程度の増収見込みを持っていたのですが、これが見直し後も数字的には大きく変わっていないかというふうに押えてございます。

おそらくなぜにそんな数字の違いが出てきたのだろうということが疑問持たれているのかと思われるので先に申し上げさせていただければと思います。このプラン作成時は各年度の中で決算時にある程度繰越額が発生するものという見込みの中であらかじめこれを見込んでの収支計画を作成したものでございました。しかしそうすると単年収支で均衡保たれて赤字が発生しないため使用料の増収分がそのまま繰出金の圧縮効果額として見込んでいたわけでございます。その後進めていく段階の中で収支計画を見直し精査したところ、あらかじめ繰越額を見込むというのはリスクの高いところもあるかというふうに考え直しをした部分がございます。したがってこれを度外視して考えたときには各年度年度ごとにはこのままいけば単年度の中での赤字が発生する部分があり得るだろうということは数字として見えてきてございます。その部分でこれを埋めるために使用料の改定による増収分から収支不均等になるであろう部分を差し引いて補てんした残りの部分を繰出金の圧縮効果額として求めたための差が生じたということでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 各年度ごとの6年間における差というのが先ほどありました。

○上下水道課長（田中春光君） それではお話し申し上げます。まずプランの数字でございます。27年度5億4,600万円は申し上げたとおり、28年度5億6,200万円、29年度5億6,600万円、30年度5億7,700万円、31年度5億6,900万円、32年度5億7,100万円。これに対しての見直し後の数字でございます。27年度は5億6,300万円、28年度が5億8,300万円、29年度5億7,600万円、30年度5億8,500万円、31年度5億9,800万円、32年度6億500万円ということです。それぞれの差でございますが27年度でいえば1,700万円、28年度2,100万円、29年度1,000万円、30年度800万円、31年度2,900万円、32年度3,400万円ということで31、32年度は実はプランの中では新たな料金の改定も含みの中で拾っていますのでこの差が出てございますが、見直し後は10%でいった場合はとりあえず31、32年度の部分の見直しは見合わせた中で繰出金の額としてカウントしてございましたので、この後のほうでの大きな差が発生しているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君）　今の数字比較して27年度以降30、31年は理由はあったけど、あくまでも健全化プランの形の中で私は議論させていただきます。トータルすると10%で1億2,000万円です。これを8%に置きかえたら、この前資料をちょっと見て教えてもらったら、8%に置きかえたら1億5,400万円なのです。当然2%の差が出ます。私がいいたいのは先ほどから副町長も健全化プランをちゃんと実行するといっていました。だけれどもことしの4月にプランスタートしているのです。3月までに策定しています。私先ほどいったように説明受けたのは9月28日です。当然その前に作業しているでしょう。半年も立たないうちに財政健全化プランから10%でいけば健全化プランの対策後の繰出金の額より総額で1億2,000万円ふえるのです。副町長が決めた以上プランに沿って実行するといっていたものが今崩れてしまっているのです。まずその話。

それでは収入が8%でいけば少し落ちます。それをちょっと置いておきましょう。この6年間の歳入をふやして収入をふやして下水道会計の健全化をします。そして下水道会計の繰出金を負担しますということが健全化の原則です。しかし今8%に落として収入をふやそうとしています。2,500万円、2,600万円出るでしょう。しかし片方では健全化するといいいながら町民に負担を求めていながら新たに健全化プランで1億5,000万円を繰り出すことになるのです。きのうの一般質問の話では予定は予定だというけど、今回それでは話になりません。4月にスタートした健全化プランです。それが今1億5,000万円出るのです。この1億5,000万円はどういう手当になりますか。当然これだけの額をやるのであればあわせて財政健全化プランも見直ししなければいけないのですか。そのことは3問目でいいますが、まずそれではなぜこれだけの1億5,000万円を繰り出すことになったのに今までの議員の説明に何も出てこないのですか。健全化になるといいながら。そして新たに出てくる1億5,000万円についてはどういう負担になりますか。

○議長（山本浩平君）　それではここで暫時休憩をさせていただきます。

休　　憩　　　　　午後　0時15分

---

再　　開　　　　　午後　1時15分

○議長（山本浩平君）　それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは先ほどの13番、前田博之議員の質疑に対する町側の答弁から始めたいと思います。お願いいたします。

田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君）　繰り出しの効果額の差の部分のお話であったわけですがもう一度私のほうからお話させていただきたいのは、プランの作成時には各年度ごとの決算時である程度繰越額が毎年発生するであろうということで計画に盛り込んでつくったということは申し上げました。しかしこれがそうではなくてもっと堅い路線を歩むことを考えるのであれば、あらかじめ繰り越しを見込んでやることのリスクがあるという判断の中からそれを外して考えたときに当初出していたプランとの数的な違い、開きが大きくあらわれてきたというのがこの結果になっているわけですが、実質の問題としてお話申し上げれば毎年収支の予算を組むわけでご

ございますが、支出のほうで 100%消化してしまうということはほぼあり得ない話でございまして、毎年ある程度一定の額は残っていくというのが通例でございます。それからいけば結果としてはある程度の繰越金が毎年発生するであろうということはそれなりに考えられるということでございます。1つの例で申し上げますと 25 年度でもそのような形になっておりまして、決算時に繰出金を一旦はいただいていたのですが出納閉鎖期間内で整理かけまして 600 万円一般会計に戻したという例もございます。その前の年も同様な形の例の中で努力の結果 1,000 万円残して 1,000 万円繰出金をお返ししたという例もございます。数的にあらわれているその数字の差がそのまま後年次に向かって開きと残っていく形にはならないものとして自分たちとしては考えている部分もございます。私からは以上です。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回の下水道使用料の値上げで当初 10%から今回 8%の提案ということで、この差額もプラン上でいきますとどうするという状況になりまして、ただしプランは今年度からスタートしておりましてプランの数字につきましてはなかなかそのとおりにいかないというのが財政状況でございまして、今回も 2%下げたことによって 700 万円ほどの財源の持ち出しが出てくる状況については一般会計の予算の中で何とか工面をしながら、もしくはプラン全体で出た差額についてもやりくりをしながら行っていくと。ただプラン策定時でお示ししているとおりの社会情勢の著しい大きな変化もしくは国の制度上で大きな変化があって収支バランスが崩れた場合については随時見直しをしていくということも今後行ってまいりたいと思いますし、あとは 3 年に 1 度将来に向かっての見直しも含めて行っていくということの状況を踏まえてこの差については 27 年度予算の中で何とか吸収しながら、次年度以降もそういう中で予算編成をしてまいりたいと考えていますのでその辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 言葉悪いけれども今担当課長の話聞いたら財政健全化プランとはその程度のものなのかと思いました。私がいっているのは 6 カ月くらい前に作ったばかりなのです。今下水道の担当課長がいったことは収支計画を作ったときに発生した問題ではないのです。今の答弁でも何年前からわかっていることです。それをなぜこの中に置きかえて作れなかったか。そして今財政課長のように国の情勢変わる、そんなことなら本当に財政健全化プランとは何なのだろう。私たちは何のために審議してきたのだろう。これまで一所懸命皆さん議論しているのに、今収支計画で町民が年 2,600 万円ぐらい負担するのです。だけど一方では財政健全化プランをつくって 10%上げることによってこれだけ繰出金を抑えましようとかういったのです。それが見たら先ほど答弁ありました。10%を置きかえていけば 27 年 2,400 万円、28 年 2,800 万円。差し引きしたら下水道会計の健全化とか繰出金の軽減になっていないのです。失礼ない方だけ今担当課長だけの答弁で我々議会として納得できるのだろうか。

それともう 1 回聞きますけれども、10%でいけば 1 億 2,000 万円、8%でいけば 1 億 4,000 万円これだけ今いったように毎年出るのだけど、財政課長が今いったように何とかやりくりして出

るという話ですか。出るかもわかりません。だけど姿勢だけでいいのだろうか。私がいつているのは 28 年ぐらいで見直しするときにこういう問題がというのならわかるのです。私がいいたいのは我々が知恵を絞って、財政健全化プランには議決権ないですけども 26 年 3 月に策定したのです。4 月にスタートしているのです。半年足らずです。今副町長首かしげているけど。そういう意識というのはどうなのだろうか。自分の考えは討論の中で示しますけれども、もう一回聞きますけれども、この 8% でできたときの 1 億 5,400 万円は税金から出るはずですから間違いなく 27 年度の予算で上がってくるわけでしょう。まずその辺の財源はどういう見通ししているのか。

それとこれは 3 問目だから町長に聞きます。今私がいったような財政の健全化プランをつくって今議論されている中でかなりの矛盾出ています。町民に 2,600 万円の負担をさせているのにこういう矛盾出ています。このまま町長は押し切るつもりですか。後で討論するための答えをもらっておかなければいけないですから。どうすれとはいわないけれども私も藪から棒に反対しようとか責めているわけではないのです。本当に町民の立場、財政健全化考えたらどうにかしようと思っています。そして 8% の説明もなかったわけです。まして財政健全化プランを 1 億何千万円穴開くからこの対策どうしたらいいかとすぐ議会に働きかけてもいいはずではないですか。それすらない。なぜ町民に負担だけ求めて、新たに財源に負担を強いるそういう矛盾を含んだ下水道の使用料改正ですけど、この議案で町長はもう押し通すということでもいいですか。町長からの答弁を求めます。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず前段の財政見通しでございますけれども今回の 10% 提案から 8% に落として 700 万円ぐらいの増額になりますけれども、それをまた財政健全化プランを見直すという状況にはないのではないかと理解はしております。昨日以来の一般質問の中でも財政収支見通しを示してまいりましたけれども、また 27 年度の予算編成も示してまいりましたけれども、税収入についてもプランでは 1 億 2,000 万円ぐらい全体で落ち込みというところでしたけれども状況が原課のほうで積算していただいたら 8,000 万円程度に終わっています。一方では 5,000 万円程度で済むというような状況もあったりさまざまに歳入歳出の中で数字の動きがございまして、それを何とかプランを修正しないで次年度予算の中で収支を整えていくというのが今現在進めている予算編成の中でやってまいりますので、その辺は財政の規律を守りながら当然財政健全化プランも実行していくということも十分に守りながらその範囲内でやっていくことをやっていきたいと考えておりますのでその辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） この下水道料金の改正ですけどもうずっと前田議員だけではなくてほかの議員さん方の質問等々にいろいろお答えしているとおりでございますが、収支バランスを保つためと受益者負担の原則に基づくと。プランのときには 10% という数字を示しましたが委員会、協議会等々によりいろいろな意見を参考にさせていただいて 8% にしたということで議案説

明もして上程していますので8%の改正ということで上程をさせていただきたいという意思でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。一般質問で私はこの辺質問しておりますのでここで再度政策議論をしようなんていう考え方は全く持っておりません。ただ1つ2つあるのは例えば政策議論の中で明らかになったことを含めて見たときにやはり特別会計は収支バランスをとると。しかし港の会計というのは私このことでは特別会計にすべきだということを2度ほど一般質問でかなり前ですけどやっております。それは町側から無理だという答弁をいただいているのです。それは収入がないからだとかこういうふうにも伺っています。私はそこは特別会計でやるべきだろうという意見をいいました。それだけ港が重要であるのであればやっぱりそういうこときちんと考えるべきだろうということはいいました。ですからそういうことがない中で、今も町長の答弁の中でありましたけど受益者負担だという考え方なのです。ですから港も受益者負担なのです。ですから私がいいたいのは何かというと、そういうことでいうと現在の状況を回避するとしたら政策的な見地しかない。それは何かというと、下げたことは評価しますが2%下がったということも政策的な見地なのです。ですからそういう点でいうと本当に努力をする中で今の私の行った政策議論を含めて考えたときに、私はやっぱり今の状況で本当に町民負担をかけることが白老町の将来にとっていいのかどうか。これをいうとまた同じことになるからこれでやめますけど、本当に白老町の将来はこれで大丈夫なのかと。それはどういうことかということ人口減少と少子化対策です。ですからそういうグローバルな視点から見た単なる下水道会計のその部分だけで見るものではないのではないかと。政策的な見地というのはそこだからこそ政策的な見地が必要なのだろうというふうに私は思います。

もう1つ、手続き上の問題が今かなりありました。確かに全員協議会がございました。そして委員会協議会もございました。これは両方とも10%で走るということだったのです。8%というのは先ほどいったように評価します。この部分だけで見れば2%がいいかどうかは知らないけど下げたということに対する政策的な評価はしますけれども、この説明は確かに課長がいうようにいとまがなかったかもしれません。しかし議会と合議を得ていくというのは僕は違うと思うのです。どういうことかということ全員協議会と委員会協議会の中で10%で走ると何度も委員会協議会の中で出ているのです。今のいい方だったら下げるのではないですか、町は考えているのですねとそういう言葉が出るような、誰がいいとか悪いとかそんなことをいっているのではないのです。事実そういう言葉が出るような常任委員会の委員会協議会だったのです。そういう状況の中でいきなり議案説明会で出てくるというのは私はやっぱり手続き上は納得できません。私はこれは明らかに町の議会軽視といっても仕方がないのです。なぜか、その中身は私が質問するまでわからなかったのです。もちろん皆さんわからないと思います。私の質問の中でちょっとだけわかりました。ほんのちょっとです。やっぱりそこは議会軽視だといわれても仕方がないです。ですから2%は評価はするけれども2%の範囲で議会が全員が合意できるかどうか私はそこが疑問なのです。5%だったらどうなのかといわれたらそれもわかりません。しかしそういうことが丁寧

に議会にきちんとされるのが1回目と2回目の協議会が生きることなのです。全部死んでしまっているのです。ここに議会と町の本当の信頼関係が生まれるのかということなのです。ですから私は手続き上の問題については納得できません。もちろん政策議論をしたように値上げ2%抑えたけど僕はもうちょっとくるのではないかと率直に思っていましたから。だからそういうことが違うのです。議会とのそういう部分では何もないのです。それでは5%だったら賛成したのかといわれたらそれは検討しなくてはいけない部分です。だけど今の状況でいえばやっぱりその問題がかなり大きく議会と町の中で不信感としてあらわれている部分があるのではないかと。だから政策論議をしているのです。この中身というのは単なる値上げだとか受益者負担だとかという話ではないのです。そこのところを私は理事者の方は理解していないのではないかと考えています。討論みたくなってしまったけど私はやっぱりそこのところはきちんと解明していかないと今後いろいろな問題の中で禍根を残すことになるだろうと。ですから先ほど同僚議員の小西議員がいわれているように、議会はこのことをやるためには十分な熟慮の上でやってくださいといっているのです。初めから10%上がると知っているのだから。だけど計画プランをつくるときにそういうことできちんと指摘もしているのです。10%で出してきたということはその評価がどうだったのかということになるのです。そういうことに対して私は議会との関係でいばうまくないとはっきりいってそう思っていますし、このことについては納得できないということでもあります。それで答弁あったら。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ただいまのご質問2点ありました。1点目前半ですけれども特別会計を組んだ中でという、特別会計を組むということはその会計の中の収支でバランスをとってと。その中でその受益を得ている方々も当然応分の負担をなさいというその応分の負担がどの程度なのかということでは全額の負担ということにはならないので政策的判断の中で繰り出しを出したりそういうことで個人の負担を少なくすると。その応分の負担がどの程度がいいのか。あるいは反対にすると繰り出しがどの程度まで出せるのかというのが政策的見地の中で判断しないとだめだというふうに思っています。今そういうことの大局的にということでは今後本当に大きな課題になるであろう人口減少、少子化等々によっての町の財政そのものが危惧するところ。先ほどのご質問もありましたけれども長い将来を見据えたときの大局的にどうなのかということが今後大いに議論していくというか懸念されるころだというふうに思っています。そういう中で親会計である一般会計がどのような財政の推移をしていくのか。どこまで下水道に限らず他の会計に繰り出しをできる許容範囲なのか。1つにはやはり特別会計という根本的なことをいえば特別会計での収支バランスをどの程度とれるのか。その判断を適切にしていかななくてはだめだと。今回はプランに上げたのは下水道料金の見直しというのはやはり受益者の負担の程度をどの程度にしてもらえるかというようなことで当初10%というようなお話をさせていただきました。

今の答えになっていくと2点目の話に入っていきますけれども、ご指摘のとおり私どももプランの中からもうスタートしていますけれども全員協議会の中でこの程度の料金改定ということでの数値としては10%そういう見込みの中でプランを立てて、そのプランに基づいての全員協議

会での提案については同様に 10%。経過としては全員協議会の性質上で 10%のやりとりは余りなかったというようなことを踏まえて、逆にまた非公式にそういうこともアップ率についてでお話も伺ったり、それから他の公共料金のアップのお話も出てきた中でやはりもう少しご意見をいただくということで委員会協議会の開催をお願いいたしました。委員会協議会の中ではやはり他の社会情勢云々ということもお聞きして、当日町長も私のほうも都合悪くて他の公務の中で欠席もといたしましたので担当課長から協議会の開催状況等々のお話を受けました。そういう中で先ほどの政策的な判断といいますか、見地という中では町長の最終の判断として今の情勢の中ではもう少し圧縮を検討できないかというような指示の中で、ぎりぎりの 2 ポイントの減をとということで最終的には判断させていただきました。その時点が先週の月曜日の段階です。もう議案配布ということのスケジュールになっているものですから議会のほうにお話は適切にこういうような状況でこう判断するというような説明も議員の皆さんのほうにも説明できなかったということのご指摘については、私どもも全員協議会もやった、委員会協議会もやったという経緯の中を踏まえれば、そういう結論に至った経緯も説明するいとまがなかったということに対しては手続き上の話の中では、反省すべき部分なのかというふうに思っております。当然何物も協議していないことで提案するというのは、一方では事前審査になるのではないかとのご指摘もある中では全てが全て協議しているわけではないですけれども、ただ今回の経緯だけを見ると 10%ということで当初説明している中で委員会協議会も開いた中でそれでは提案だという結論に至ったということについては、再度申し上げますけれどもそういう説明をするいとまがなかった部分はありますけれども手続上については、やはり議会のほうにもそういう方向性だというような説明をするというのが筋なのだと。その手続上の問題については私どもも反省するところがあります。そういう中では議案の説明云々については議会とも丁寧な説明といいますか、経過を含めて議会のほうには理解をしていただくという私どもの努力も必要になってくるというふうに思ってその部分については反省いたします。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。追い打ちかけるとかそういう気は僕は全然ないのです。ないのだけど例えば 2%の根拠というのは、10%から 8%に下げたでしょう。その根拠というのは我々は何もわからないのです。何を根拠にしているのかと。勝手に鉛筆舐めてやったのかということになるわけです。それでも 100 歩譲って逆にいうと、やらなかったらやらないでまた議会からいわれるのだけど全員協議会や委員会協議会やっていないのだったら出てきても何でもないのです。だけどやっている中で 2%下げたのが全然我々に伝わらなかったら何の根拠で下げたのかと必ずなります。ですから私がそういうことです。これは追い打ちかけているわけではないですからこれはいいです。

もう 1 つ。例えば特別会計であったり公営企業会計だけど病院は町長が政策的にやめるという方向を出したのです。しかし政策転換をされてそれが功を奏してことしだけでも 5,000 万円ぐらいの増収あげているのです。もちろん下水道は全く違いますからそう簡単にはいきません。ただ特別会計や公営企業会計だからといっても、そういう範囲というのはあるのです。ですから私が

いっている政策的な見地というのは初めの答弁で副町長いわれたように白老町の将来を考えたときにどうなるのかとここをみんな心配しているのです。病院だって何だってみんなそうなのです。だからそういう見地からいったらこの問題についていえば手続き上の問題が1つと、その問題で議論がきちんとかみ合っていない限りそれは納得するというふうにならないのです。なぜか、苦小牧の倍ですというようなことが理論的に的にきちんとかみ合っていないからそうなのです。そのところがやっぱり僕は納得できないとこうなるのです。そこ答弁ありましたら。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず基本的に1つずつの事業といいますか今回のことで下水道のこと、プランの作成時に将来的な下水道の財政状況を基本的に説明した中で方策として料金の見直しだと。それは言葉だけではなくて10%という数字を示した中でプランを立てている。当然そのときの特別委員会の中で基本的に下水道会計の将来見通しこれも説明しているという中で特別委員会の報告をいただいて成案としてなってきたということですから、基本的には下水道会計の将来的な見通しの説明はそこではしていると。それを何%にしますかというのは10%で精算しているけれども8%だというのは、7がいいか、8がいいか、9がいいかそれは数字の押さえ方なのですけれども、基本的に改定をするということとあわせて委員会報告では状況を適切に判断しなさいというようなことだったと思うだったので、私どもとしては下水道会計プラス一般会計の繰り出しの影響を見たときにこれがギリギリな数字だろうというように判断しました。確かにその8%がいい悪いというのは確かに事前に説明はしていないという部分については先ほどの答弁のとおり、そういう手続き上については若干こちらのほうも不手際といいますかそういう部分あったのかというふうに思いますけれども、ただ今いう将来白老のまちがどうなるのだということについての1つの部分の下水道会計については特別委員会の中でも十分将来見通しをたてた中で財政状況の説明はさせていただいたというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 今までいろいろ議論しているのだけど今ちょっと副町長が手続き上の問題もあったといいました。消費税3%も1.8カ月先送りされています。そういうことからいくと1回議論を取り下げたらどうですか。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩します。

休 憩 午後 1時44分

---

再 開 午後 2時15分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどこの協議の取り扱いにつきまして議会運営委員会を開きまして協議を行いましたけれども、このままこの議案を続行して審議をするということに決定をいたしましたのでこのまま会議を開きます。

ほか質疑のございます方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 13 番、前田です。議案第 15 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例についての反対の立場から討論します。今非常に議会で活発に議論されたことも踏まえて反対討論したいと思います。同僚議員からもありましたけれども非常に地域経済が厳しい中で先般我々の期末手当等の審議もしましたけれども、一方ではこの冬ボーナスも出ないという声を聞く勤労者の方もたくさんいまして年金で細々生活しているという部分が大方の見方なのかと思います。そういう中で白老町の下水道料金を改定するという値上げの議案が提案され議論されました。値上げ幅は平均で 8%、月 324 円、年 3,808 円の負担増となります。苫小牧ではことし 10 月 1 日から水道料金の基本料金が引き下げられているということもございます。それで私も先ほど議論しましたけれどももう一度いわせていただきます。下水道料金の値上げは財政健全化プランに基づいて会計の健全化と一般会計繰り出しの軽減を図るというものでありました。しかしただいまの質疑の中で下水道料 8% 値上げすることによりことし 4 月からスタートした財政健全化プランで示した下水道会計の繰出金の額が料金改定のため作成した収支計画書と大きく乖離をしています。答弁では何とかなるというお話ですが私は我々議会が十分に審議した財政健全化プランとは何なのか、どう遂行しなければいけないのだろうということはやっぱり私たちの大きな責任だと思います。

それで健全化プランと対比すると 27 年度から 32 年度の 6 年間総額で 1 億 5,400 万円の新たな追加負担となることがわかりました。このままでいいのでしょうか。下水道料金値上げで、一般会計繰出金の軽減を図る目的が逆に健全化プランと大きな乖離を生じ、この状況では町民にダブル負担させることとなります。料金の値上げと一般会計から繰り出す財源もこれは税金です。一般会計に繰出金を求めようという今の議論からいうと、言葉はすぎるかもわかりませんが、まずさんな収支計画になっています。新たな下水道会計の繰出金を上乘せし健全化プランと整合性もとらず下水道料金値上げとさらなる繰出金としての負担を町民に求めるのはいかがでしょうか。このままの今の審議の中の答弁でありますと逆に私は町民に愚弄しているのではないかとこう思います。同僚の議員からも話がありましたけど、私は本来この議案は再度審議したほうがよかったのかと思います。私は頭から反対ではありませんし責めているつもりは一切ありません。何らかの形でいい方向で財政を健全化したいという立場から申し上げます。

そして町長の政治判断で下水道使用料金の値上げを当面延期すべきでありとできなかったのでしょうか。私はやめるべきとは思いません。財政状況を考えて当面は延期したほうが良いという考えです。先ほども議論ありましたけれども政策転換で下水道料金の値上げを回避すべきとの議論もありました。これは私も同感です。そこで私は町長も失敗と認めたバイオマス燃料化施設の作動停止、生産規模の縮小あるいは一つの方法として、これは今すぐではありません、若干の時間を要しましょう、施設の補助金適正化法によって目的外使用の転用を図るなど管理運営費の血

税の垂れ流しをまずやめるべきです。この施設で浮かせた経費を下水道料金値上げ分 2,600 万円に充当し町民の負担をなくすべきです。

そして先ほどからもありますけれども将来に向けた政策課題の転換の充当資金にも積み立てる可能性もあります。26 年度のバイオマス固形燃料の 1 トン当たりの生産コストは今 4 万 9,000 円になっています。今年度の生産量は 1,850 トンです。このうち 550 トンの生産をやめると 2,600 万円のコスト削減になります。これを当面この下水道料金の値上げに当てれば、健全化プランで見ている繰出金の持ち出しもなくなります。適正な財政運営ができるはずです。そして別な形で今懸案になっている体育協会、振興公社の体制を見直すことで金額は申しませんけれどもそれ相当の経費も捻出されます。もっとこういう部分にメスを入れて町民の負担を軽減すべきです。

そういうことで前段で申し上げましたけれども多くの町民の皆さんが日々の暮らしに苦心している今町民や働く方々の痛みも議会も当然町長もそうです、共有することが議会の信頼を醸成する要因の一つと考えられます。町長も議員も町民生活のために何が一番大事か、そして町民の皆さんは我々議員に何を求めているのかその声に真摯に耳を傾けなければなりません。今はそういう時期です。今私たち町会議員はいいたくありませんけれども議会に向き合う真摯な姿が厳しく問われていると思われま。

以上を述べて下水道使用料金の改定に対して私は延長すべきであると思いますので反対討論いたします。

○議長（山本浩平君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論ありませんか。10 番、小西秀延議員。

○10 番（小西秀延君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。ただいま前田議員から反対討論がございました。冒頭の財政健全化プランに対する訂正部分それが大きく乖離をしているというようなご発言がございました。その乖離している部分を今回の下水道料と兼ね合いを考えますと逆に下水道料金は延期をしたら余計乖離すると。現状のプランのままであればそういう結果に陥ることになるというふうに私は理解をしています。このプランを改定するというのならまた話は別でございますが現状の段階ではそういうような形になろうかと思えます。

また歳出の削減の私案も反対討論の中にごございました。それは前田議員の私案であり白老町が議決されているプランの中には現在組み込まれておらず、それは当てできる財源とは現在なってございません。それが確立されていない現時点にかかわらず本案の否定の理由にするというのは私はナンセンスな議論ではないかというふうに考えております。

公共下水道事業については財政の特別委員会でこのように先ほども読み上げましたがもう一度読み上げさせていただきます。下水道料金は前回見直し時にも固定資産税の超過税率の導入、水道料金の値下げなどの改定時に据え置かれた経緯がございます。そのときも大変厳しい状況だと、町民が厳しい状況であるから据え置きましょうという形で町側の判断もあり議会も決断しそのような形になりました。現在も他町村との料金比較においても高額な順位にあることから料金改定に当たっては慎重に検討すべきであると特別委員会から意見を報告させていただいております。

その意見を町は真摯に受けとめていただき全員協議会を開催。そしてなおかつ委員会をもう一度開催いたしました。その中では当初から計画で組まれていた 10%であった。料金改定の額が 10%でありましたが、その 2 回の協議を経て議会の意見を真摯に受けとめ町側は 8%という形で今回議案提案をなされました。この議案提案に瑕疵はなく正規の手続きで提案をされております。

唯一先ほど質問等で問題になりましたのは議会との対応がどうであったかということでございます。時間がなかったという担当課からの答弁もありました。本来であれば 8%になったらこういうプランになりますと詳しい説明ができればよかったのかもしれませんが。それは確かに一理あると思います。ただそれは手続き上の不備ではなく議会に対する対応の違いであったというふうには私は理解しております。本案は今回の白老町下水道条例の一部改正についてであります。8%値上げをすることにより本来であれば 10%値上げし財政改革プランどおりのプランで白老町を健全化に導くとこれが一番の今の白老町の命題にあるにもかかわらず、何とか財政を一般会計からの出動で 2%を補い最大限の努力で 8%の削減率という形にできるという説明を現状受けた以上私たち議員としてはこの案に対して賛成をしプランが正常に起動していき、白老町が一日でも早く健全化に向かうべき道が最良の道と判断し本案には賛成をさせていただきます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに本案に対する反対討論はありませんか。

それではほかに本案に対する賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それではこれをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 5 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員、13 番、前田博之議員。

賛成多数により議案第 5 号は原案のとおり可決されました。